

第4回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時: 令和2年12月24日(木)
午後3時00分～午後4時30分

2、開催場所: 本部町役場(3階会議室)

3、出席委員会 (6人)
会 長 7番 高良 久
委 員 1番 渡久地 真吾 5番 平良 哲
2番 喜納 キミ子 6番 大城 綱徹
3番 知念 一義

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第13号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第15号 非農地証明願について

6、農業委員会事務局

事務局長 松本 一也

農地担い手支援班長 山田 健

7、会議の概要

議長	ただ今から第4回本部町農業委員会の総会を開催いたします。 委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
事務局	全員、出席しております。
議長	事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、 会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がございませんので議事録署名員は6番委員と1番委員にお願いします。 書記は事務局職員にお願いします。 会議についてお諮りします。 本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議がございませんので、本日一日限りといたします。
議長	議案に入ります。
議長	議案第13号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借) 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第13号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借) 上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に 基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の 意見を求めます。 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。 番号1番 伊野波1814-1 登記現況共に、畑 面積8,956㎡ 利用権を設定する者:本部町在住A氏 利用権の設定を受ける者:名護市在住B氏 利用権の設定期間:20年(使用貸借) 添付資料説明 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。何か質問や意見はありませんか。 質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) では、議案第13号について提案通り認めてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、議案第13号は可決致します。 次に進みます。
議長	議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条 の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会 の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 備瀬1603 登記現況共に、畑 面積3,801㎡
譲渡人:本部町在住C氏
譲受人:うるま市在住D氏
権利種別:所有権移転
申請事由:
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

委員 この方は新規就農者になるのですか。

事務局 はい、そうです。

委員 この土地は作業所として設置されている小屋が2a未満の確認願いと異なっているということで問題があったと思うのですが、その件についてはどうなるのですか。

事務局 当初の確認願いの通りの作業所の状態まで復元しているのを確認しました。参考として、前回までの状態と復元の状態の写真を追加で配布します。復元しないと、譲受人に迷惑がかかるということを説明しています。

委員 復元された後も、譲受人が作業小屋として利用する計画の確認願いは新たに提出してもらう必要があると思います。

事務局 わかりました、3条許可後、譲受人からの確認願いの提出を求めます。

議長 委員から意見がありました。他に何か意見、異議はありますか。意見や異議がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第14号について、提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第14号は可決します。

次に進みます。

議長 議案第15号 非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第15号 非農地証明願について上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されたので、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数2件です。

番号1番 願出人:所有者同
申請農地:崎本部4319-5 登記、畑 面積578㎡
申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が生い茂り畑として利用することが困難である。
所有者:浦添市在住E氏
添付資料説明

番号2番 願出人:うるま市在住F氏
申請農地:崎本部983-1 登記、畑 面積208㎡

申請要旨:長い間放置され、雑草・雑木が繁茂している。
所有者:宜野湾市在住G氏外3名
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

委員 番号1番は、袋地であり、雑木もあり、傾斜があり農機具の乗り入れも難しそうで、畑には向いていないようでした。
番号2番は、畑が小さく、また、奥の方に向けて傾斜がある農地であり、畑としての利用は難しそうでした。

以上で補足説明を終わります。

議長 ありがとうございます。
パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。
他に何か質問はありませんか。

議長 質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第15号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第15号は否決致します。

本日の総会はこちらをもって閉会いたします。

閉会時間 午後4時30分

議事録署名員

6番 大城 綱徹

1番 渡久地 真吾

本部町農業委員会会長
会長 高良 久